

浜田市三隅デイサービスセンター指定管理者の募集に関する質問内容及び回答

令和元年8月26日現在

No.	質問内容	回 答
1	浜田市三隅デイサービスセンター指定管理者募集要項 3ページ及び12ページ 4.納付金 3ページ イ 審査項目 12ページ 納付金＝寄附金 多額の寄付を納める団体を優遇するように感じます。	この施設は、指定管理者の利益が見込めると想定していることから、納付金の提案も審査項目としています。 また、審査においては、収支計画の妥当性もあわせて審査しますので、納付金の提案額が多いほど得点が高くなるとは限りません。
2	浜田市三隅デイサービスセンター指定管理者募集要項 3ページ 5 修繕費及び備品 (2)・各年度終了後に修繕費を精算し、余剰金が生じた場合(1,000,000円修繕費の支出額)は、これを市に納付してください。 指定管理者が修繕のないように大事に使用した際に、余剰金として納付する仕組みに疑問を感じます。 また、修繕費1,000,000円の予算化の根拠はどのようなものか。	小規模な修繕は、指定管理者で速やかに対応していただけるよう、予め管理運営経費に100万円の修繕費を組み込み、年度終了後に精算するものです。 本来は、指定管理者に利益の中から修繕費分の納付金100万円を市に納付していただき、一方、市が修繕費100万円を指定管理者に前渡しした中から支出してもらうものです。これを簡略化しており、収支想定(27ページ)では、この100万円の支出及び収入を除いています。このため、この100万円は、市が持ち出したお金と考えていただき、余れば戻入という考え方で市に納付いただく仕組みです。 また、金額の根拠については、過去の実績等を参考に設定しています。
3	浜田市三隅デイサービスセンター指定管理者募集要項 3ページ 5 修繕費及び備品 (3) 1件につき100,000円を超える修繕費の執行に当たっては、事前に市と協議してください。 なお、指定管理者の責めに帰すべき事由によるものは、指定管理者の負担とします。 「指定管理者の責めに帰すべき事由によるものは、」以外は市で修繕することとなると思うが、(2)では結局指定管理者が修繕することになるのでは？	修繕については、基本的には施設の所有者である市がすべきですが、10万円以下の小規模な修繕は、指定管理者で対応していただきます。 10万円を超える修繕費の執行に当たっては、事前に市と協議し、その対応を決めます。 「指定管理者の責めに帰すべき事由によるものは、」指定管理者の自己負担(管理経費外)で修繕していただき、それ以外は、指定管理者が予め経費に組み込んだ100万円の修繕費から支出いただきます。 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、計画的な修繕について、指定管理者と市で事前協議して対応を決めます。
4	浜田市三隅デイサービスセンター指定管理者募集要項 3ページ 5 修繕費及び備品 ・(4)・指定管理者が利用料金収入及び介護事業収入により購入した備品は市の所有となります。 本事業の収入の大半が利用料金及び介護事業収入であることから必然的に指定管理期間に購入した備品(1万円以上)は全て市の所有となる仕組みに思えますが？ 介護保険事業に伴う収入は、法人としての収入であり、指定管理料の受領も無く、市の所有となるのは矛盾しているのでは。(現行は、指定管理者に帰属)	介護保険事業収入は利用料金と同様に指定管理者の収入として取扱いますが、介護保険事業も指定管理業務の一部として実施していただきますので、指定管理業務の実施に必要となる備品として介護保険事業収入で購入したものについては、次期指定期間から市の所有とするものです。

5	仕様書14頁 備品一覧(別紙3) 現行の仕様書には、「指定管理者の負担で購入した備品の所有権は指定管理者に帰属する」との記載があります。募集要項の備品一覧(別紙3)の中に指定管理者に帰属する備品も含まれていることは、仕様書に反するものとなります。(AEDや車椅子等) 今回の募集により、指定管理者が変更となった場合、指定管理者に帰属する備品を市が買い取る等の対応があるのでしょうか。(リース物件含む)	別紙3の備品一覧には、現在、施設運営に使用しているものを挙げていますので、現指定管理者に帰属する備品が含まれています。市と指定管理者所有に分類し再掲します。所有権については、現行の仕様書どおりです。 また、備品等の買取りについては、現在の指定管理者と新たな指定管理者で協議することとします。
6	仕様書4頁 4その他の業務 (2)事業計画及び事業報告書の提出 ア 指定管理者指定申請書の中で、指定期間3年間の事業計画書及び収支計画書を提出するため、毎年、事業計画書を作成し、市へ提出する仕組みは、内容が重複することから不要と思います。仕様書の変更は考えられるのでしょうか。	申請時には、指定期間3年間の事業計画書及び収支計画書を提出していただきます。協定締結後に、毎年度、提出していただく事業計画書等は、当該年度に係るより詳細な内容(事業計画、維持管理計画、修繕計画、収支計画等)になります。
7	仕様書4頁 4その他の業務 (2)事業計画及び事業報告書の提出 ウ 前月の状況について、20日までに報告とあるが、介護報酬は2か月後の収入となる。毎月の提出でどのような把握をされたいのか。 毎月、未払金、未収金の計上が必要なのか。であれば、20日提出は難しいと思われる。	市として指定管理者が安定的かつ継続的にサービスを提供しているか確認する必要がありますので、定期的に経営状況や管理状況、利用状況等を把握します。収支状況に係る月次報告については、当該月の入出金を基に報告をお願いします。なお、提出日については、仮協定書締結までに協議により変更できるものとします。
8	仕様書7頁 5業務の引継ぎ等 イ 指定管理者が設置した設備及び器具類は撤去とあり、市が指示し、または、認めるときはこの限りでないとするが、ウでは、設備及び器具類の設置については、基本、市に帰属するとあり、市のものを撤去するのか。募集要綱同様に備品について矛盾が多々ある。	ご指摘のとおり矛盾がありましたので、ウは削除します。
9	募集要項9頁 4申請の手続き (1)提出書類 「コ 国税及び都道府県税の納税証明書」について、管轄税務署が発行した未納の税額がないことの証明書(様式「その3」)とあるが、税務署窓口で「その3の3」でよいと言われた。「その3の3」でもよいのか。	未納の税額がないことの証明を受ける税目が、「法人税」と「消費税及び地方消費税」のみの場合は、「その3の3」でも構いません。

注1：浜田市三隅デイサービスセンター指定管理者募集要項に基づき、令和元年7月18日(木)から8月19日(月)までに提出された質問に対して回答するものです。

注2：質問内容は、原文のまま記載しています。

注3：質問の順序は項目ごとに編集して記載しているため、質問者ごとの並びにはなっていません。